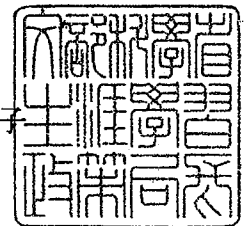


28文科生第707号
平成29年1月16日

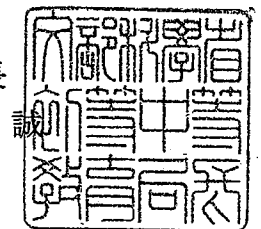
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
各国立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
各国公立高等専門学校長
放送大学学園理事長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省生涯学習政策局長
有松育子



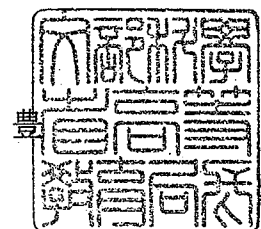
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
藤原誠



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
常盤



(印影印刷)

高等学校等における中途退学への対応の充実に係る協力に
ついて（依頼）

近年、高等学校等（高等学校，中等教育学校，高等専門学校及び専修学校のうち高等課程を置くものをいう。以下同じ。）への進学率が9割を超える中，高等学校における不登校者数及び中途退学者数は年々減少しているものの，平成

27年度においては8万5,000人を超える不登校者数及び中途退学者数が存在している状況にあります。これらの若者の今後の進学、就職を支援することは、若者の可能性を広げるのみならず、経済的に自立させ、地域社会の担い手を育成する上で重要であり、その支援に当たっては、各関係機関との連携協力のもとに行うことが必要です。

このため文部科学省としては、これまでも都道府県教育委員会等と連携協力しつつ、中途退学への対応の充実に努めてきたところです。さらに、既に中途退学した者や、定時制・通信制高等学校等に在学する生徒の進学・就職等を支援するため、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）を実施してきたところです。

別添のとおり、今般「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針について」（平成28年12月20日閣議決定）において、今後の高卒認定試験の在り方について、「国と都道府県が適切な役割分担の下で緊密に連携して教育の振興に努めるものであることを踏まえ、関係団体の自発的な協力を得ながら国が実施する方向とする。」こととされました。このことを踏まえ、貴職におかれても、文部科学省との連携協力により、下記のとおり特段の御配慮御協力をお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校等に対し、附属学校を置く各国立大学法人におかれては附属の高等学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の高等学校等に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校の高等課程に対し、それぞれ下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 高等学校等における中途退学への対応が充実されるよう、今後、一層の魅力ある教育活動の展開、キャリア教育の充実、きめ細やかな教育相談の充実等を図るようお願いします。これらにより中途退学の防止に努めるとともに、高卒認定試験については、高等学校等を中途退学した者（以下「高校中退者」という。）にその存在が必ずしも知られていない状況も見られることから、中途退学を予定する者への高卒認定試験の受験の案内をはじめとする進路変更に係る教育相談の一層の充実をお願いします。

なお、文部科学省では、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる地方公共団体の取組について実践研究を行うべく、平成29年度予算案で必要な経費を計上しているところですのでお知らせします（「学びを通じたステップアップ支援促進事業」）。

第2 高卒認定試験の試験会場提供への協力について

- 1 都道府県におかれては、文部科学省の協力依頼を踏まえ、その所管する都道府県立の高等学校や社会教育施設等を本来の教育活動に支障のない範囲で、高卒認定試験の試験会場として貸与することにつき、格別の御配慮をお願いします。
- 2 国立大学法人及び放送大学学園におかれては、文部科学省の協力依頼を踏まえ、その教室等を本来の教育研究活動に支障のない範囲で、高卒認定試験の試験会場として貸し付けることにつき、格別の御配慮をお願いします。

第3 都道府県は、国と都道府県が適切な役割分担の下で緊密に連携して教育の振興に努めるものであることを踏まえ、高卒認定試験の実施に当たっては、文部科学省の協力依頼に基づき、域内での試験会場の設置及び運営への自発的な御協力をよろしくお願いします。

本件担当

【高等学校卒業程度認定試験について】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
認定試験第一係・認定試験第二係
TEL 03-5253-4111 (内線2024・3267)

【学びを通じたステップアップ支援促進事業について】

文部科学省生涯学習政策局参事官(連携推進・地域政策担当)付
連携協力第二係
TEL 03-5253-4111 (内線3253)

【高等学校における中途退学について】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係
TEL 03-5253-4111 (内線3299)

○平成28年の地方からの提案等に関する対応方針

(平成28年12月20日閣議決定)(抄)

(1) 学校教育法(昭22法26)

- (i) 高等学校卒業程度認定試験(90条1項)の実施については、国と都道府県が適切な役割分担の下で緊密に連携して教育の振興に努めるものであることを踏まえ、関係団体の自発的な協力を得ながら国が実施する方向とする。